

東海国立大学機構総務部総務課事務補佐員（全学）
（パートタイム勤務職員）の募集について

東海国立大学機構総務部総務課では、下記のとおり事務補佐員（全学）（パートタイム勤務職員）を募集いたします。

記

1. 募集人員：事務補佐員（全学）（パートタイム勤務職員）1～2 名
2. 勤務場所：【雇入れ直後】
東海国立大学機構本部 1 号館（名古屋市千種区不老町）
【変更の範囲】
東海国立大学機構の指定する就業場所
3. 業務内容：【雇入れ直後】
役員に係るスケジュール調整、国内・海外出張の調整、各種書類作成、来客対応、
電話対応、メール対応などの秘書業務
【変更の範囲】
東海国立大学機構が指定する業務
4. 応募条件
 - 1) パソコン操作（Word、Excel、Eメール等）の操作ができること。
 - 2) 大学等における役員秘書関係業務での就業経験が、継続して 3 年以上あることが望ましい。
 - 3) 学外、学内の他部署等とのやりとりを円滑に行うコミュニケーション能力、協調性を有していること。
 - 4) 言語においては、日本語に精通していること
5. 雇用期間
 - 1) 2025 年 7 月 1 日以降から 2026 年 3 月 31 日まで
 - 2) 雇用は年度単位。ただし、雇用期間満了時に大学の基準に基づく評価の上で、年度ごとに更新する可能性あり。（更新する場合でも、雇用期間は、採用日から 3 年間を限度とする。）
＜更新の基準＞業務処理、判断・対応、責任感、勤務態度、協調性、法令規程等の遵守及び法人の予算、業務量等により判断。
 - 3) 最終雇用年齢は、65 歳に達した年度の 3 月 31 日まで
6. 雇用条件等
 - 1) 勤務時間：月～金曜日の週 5 日、週 30 時間（1 日 6 時間）
9 時 00 分～16 時 00 分又は 10 時 30 分～17 時 30 分
（いずれも休憩時間は 12 時～13 時）※時間外労働あり
 - 2) 休日：土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

- 3) 休 暇：年次有給休暇（採用日から付与）、リフレッシュ休暇（有給）、
忌引休暇等
- 4) 給 与：時間給 1,560 円
- 5) 通 勤 手 当：上 限 150,000 円／月（支給要件あり）
- 6) 保 険 等：共済組合（短期）、厚生年金、雇用保険、労災保険
- 7) 受動喫煙防止措置：原則としてキャンパス内は喫煙禁止

7. 応募期限 2025 年 6 月 13 日（金）17 時（必着）

※順次選考を行い、6/5 以降、適任者が決定した時点で締め切ります。

8. 応募方法 履歴書（様式は任意。ただし、顔写真添付、e-mail アドレス、電話番号の記入は必須。）と、「類型該当性の自己申告書（「11. その他」を参照のこと）」を、下記「10. 提出先」へ簡易書留にて郵送してください。（封筒に「事務補佐員応募書類 在中」と朱書きしてください。）

9. 選考方法 書類選考（第一次審査）合格者に対して面接（第二次審査）を実施し、採否を決定します。

10. 提出先及び問合せ先

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

東海国立大学機構総務部総務課秘書室 廣田

Tel : 052-789-2003 Mail : hisyo@t.mail.nagoya-u.ac.jp

11. そ の 他
- 1) 応募書類は返却しませんので予めご了承ください。
 - 2) 提出いただいた書類は、本選考のためだけに使用し、それ以外の目的には使用しません。
 - 3) 面接のための交通費は自己負担とします。
 - 4) 「類型該当性の自己申告書」について

2021 年 11 月「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、本公募に応募の際、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。様式は以下の URL から取得してください。

URL : <https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/X3oknmtjjqTEctN>

12. 募 集 者 国立大学法人東海国立大学機構

類型該当性の自己申告書

名古屋大学に教職員として応募する方、学生として出願する方には「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」における管理対象であるかどうかの自己申告をお願いさせていただきます。

ご自身の立場について別紙フローチャートを参照いただき、該当の項目にチェックを入れて応募および出願の書類と一緒にご提出ください。

部局 総務部総務課

氏名

☐ 類型①に該当 ☐ 類型②に該当 ☐ 類型③に該当 ☐ いずれにも該当しない

類型①～③に該当する方は下記にその根拠を記載し、エビデンスを提出してください

該当性の根拠

例：〇〇機関に雇用されている、〇〇から資金提供・奨学金を取得している、もしくは予定
()

エビデンス資料

例：海外機関の雇用証明書(雇用通知書・契約書)、海外機関からの資金提供通知書(個人)、奨学金の受給通知もしくは申請書など

()

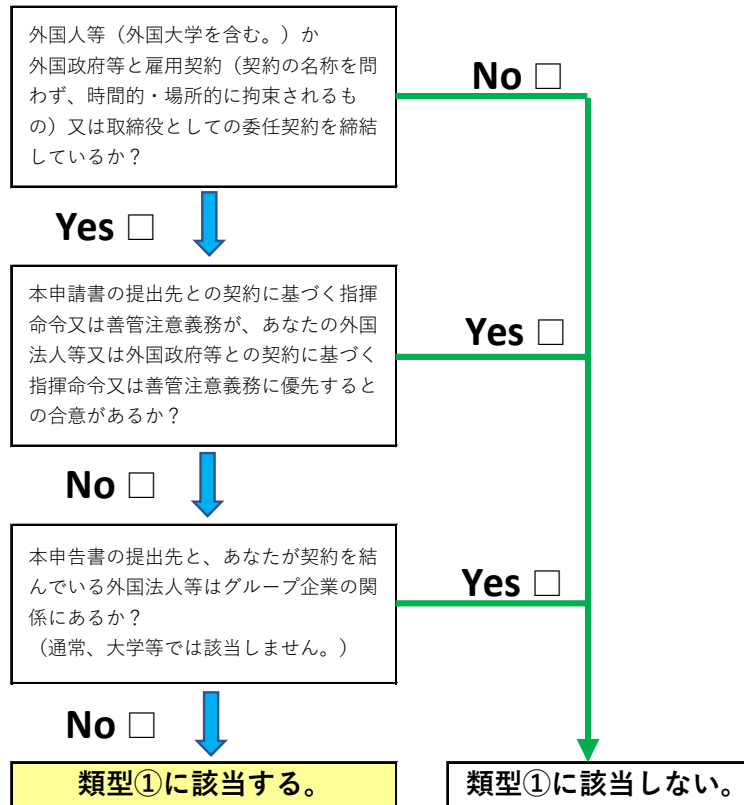
※類型該当性の判断について不明な場合は下記にお問合せください。

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理事務局

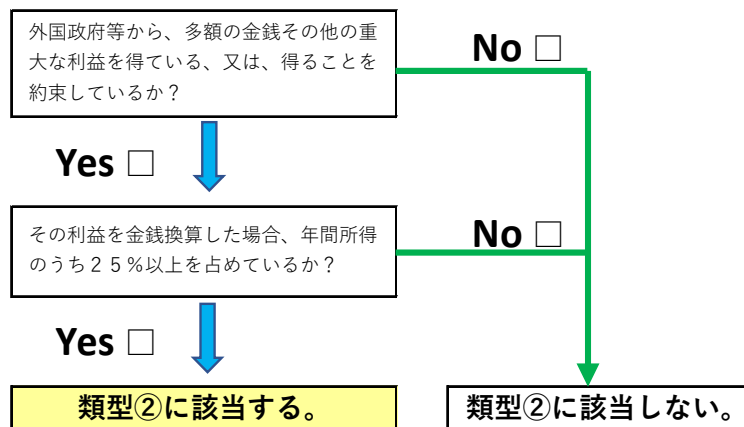
E-mail : anzen@aip.nagoya-u.ac.jp TEL : 052-747-6702

類型該当性判断のフローチャート

類型①



類型②



類型③

